

令和2年12月25日

第6回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和2年12月25日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第6回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	水野貴司
	事務局次長兼農地係長	森谷満
	庶務係兼振興係主任	松原厚子

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

議長 定刻になりましたので、ただ今から第6回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、16名、全員であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案2件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてを、お諮りいたします。

一 同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

5番・村尾委員、13番・山本委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

1番から7番まで続けて番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和2年12月25日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

申請番号1番 申請人、住所・氏名、譲渡人、■■町■■町■■番地、■■■■、譲受人、■■町■■町■■番地、■■■■、土地の表示、■■町■■番■■、地目、公簿・現況とも畑、面積■■■■■㎡外■■筆、合計■■筆■■■■■■■■■㎡、調査年月日及び調査委員につきましては、令和2年12月14日、落委員、井川委員、金子委員の3名で調査を行ってまいります。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、後継者へ経営移譲するため、所有農地を一括贈与するもの、譲受人、上記、受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては6ページに記載してございます。

続きまして、申請番号2番 申請人、住所・氏名、貸主、■■町■■町■■番地、■■■■、借主、■■町■■町■■番地、■■■■、土地の表

示、■■町■■番■、地目、公簿、現況とも畑、面積■■■■■■■■m<sup>2</sup>外■■筆、合計■■筆■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、調査年月日及び調査委員につきましては、令和2年12月14日、落委員、井川委員、金子委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、貸主、後継者へ経営移譲するため、所有農地を一括貸借するもの、借主、上記、受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては7ページに記載してございます。

続きまして、申請番号3番 申請人、住所・氏名、譲渡人、■■町■■町■■丁目■■番地■、■■■■■、譲受人、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■■番地の■■、■■■■■、土地の表示、■町■■■■番■、地目、公簿・現況とも畑、面積■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、調査年月日及び調査委員につきましては、令和2年12月16日、曾我委員、土居委員、坂本委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、規模縮小のため、農地の一部を譲渡するもの、譲受人、新規就農するため、農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては8ページに記載してございます。

続きまして、申請番号4番 申請人、住所・氏名、譲渡人、■■町■■町■■番地、■■■■■、譲受人、■■町■■町■■番地、■■■■■、土地の表示、■町■■■■番■、地目、公簿・現況とも畑、面積■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>外■■筆、合計■■筆■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、調査年月日及び調査委員につきましては、令和2年12月16日、曾我委員、坂本委員、土居委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、経営移譲し、使用貸借していた農地を一括贈与するもの、譲受人、上記、受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては9ページに記載してございます。

続きまして、申請番号5番 申請人、住所・氏名、譲渡人、■■町■■町■■番地、■■■■■、譲受人、■■町■■町■■番地、■■■■■、土地の表示、■町■■■■番、地目、公簿・現況とも畑、面積■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>外■■筆、合計■■筆■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、調査年月日及び調査委員につきましては、令和2年12月16日、曾我委員、土居委員、坂本委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、経営移譲し、使用貸借していた農地を一括贈与するもの、譲受人、上記、受けるものでございます。





1 2 番 申請番号3番の農地法第3条の規定による許可申請について、12月16日、事務局を含め、坂本委員、土居委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号3番については、経営規模を縮小する譲渡人と新規就農する譲受人が売買協議の合意に至り、本申請をしたものです。

調査の結果、申請番号3番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 続きまして申請番号4番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 2 番 曾我委員

1 2 番 申請番号4番の農地法第3条の規定による許可申請について、12月16日、事務局を含め、土居委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号4番については、譲渡人は高齢であり、後継者である譲受人に既に経営移譲し、使用貸借しており、このたび、所有農地を一括贈与するものです。

調査の結果、申請番号4番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 続きまして申請番号5番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 2 番 曾我委員

1 2 番 申請番号5番の農地法第3条の規定による許可申請について、12月16日、事務局を含め、土居委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号5番については、譲渡人は、後継者である譲受人に既に経営移譲し使用貸借しており、このたび財産整理のため所有農地を一括贈与するものです。

調査の結果、申請番号5番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状

況等からみて、農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 続きますして申請番号6番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番 村井委員

1番 申請番号6番の農地法第3条の規定による許可申請について、12月17日、事務局を含め、片山委員、山本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号6番については、貸主が後継者である借主に経営移譲し、使用貸借するものです。

調査の結果、申請番号6番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 続きますして申請番号7番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番 村井委員

1番 申請番号7番の農地法第3条の規定による許可申請について、12月17日、事務局を含め、片山委員、山本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号7番については、貸主である■■■■氏が代表取締役を務める法人に対して農地を貸付けるものであり、経営の効率化を図るため本申請を行ったものです。

調査の結果、申請番号7番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 事務局からの内容説明と調査委員からの報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号3番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号4番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号4番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号5番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号5番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号6番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号6番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号7番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号7番については申請のとおり可と決定いたします。

議 長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを、



議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。  
続きまして、申請番号2番につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

議 長 以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第6回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時 6分)

(本会議所要時間 36分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 5 番

議事録署名委員 余市町農業委員 13 番